

令和8年度任用
徳島市会計年度任用職員募集案内
【男女共同参画センター相談員・パートタイム勤務】

令和8年1月5日

徳島市市民文化部男女共同参画センター

徳島市男女共同参画センターにおいて、令和8年度に相談業務に従事する会計年度任用職員（男女共同参画センター相談員・パートタイム勤務）の選考試験を次のとおり実施します。

申込受付期間：	随時
試験日：	男女共同参画センターが指定する日
1	申込みは、持参又は郵便で行ってください。
2	持参による申込みは、開所日（月曜、水曜、木曜、金曜、土曜）の9時30分から18時まで受付します。

1 募集内容

業務名	男女共同参画センター相談業務
採用予定人員	1人程度
職務内容	<ul style="list-style-type: none">夫婦や家族の問題、職場や地域での人間関係等の悩みについて電話や面接による相談及びカウンセリング、各関係機関との連絡調整、研修講師相談に関する統計作成男女共同参画センター業務の補助（事務補助、イベント補助）等
勤務場所	徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階 徳島市男女共同参画センター
任用期間	任用時から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合には、令和9年度以降も再度任用することがあります。 (任用年度を含めた3年度を限度とします。)
受験資格	<p>次の(1)～(4)までの要件を満たす人（年齢、学歴は問いません）</p> <p>(1) 相談業務の経験があり、臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士及びフェミニストカウンセラーのいずれかの資格を有する人</p> <p>(2) 市民に対する窓口業務を遂行する能力があり、かつ、パソコンの基本操作（文書作成、表計算等）ができる人</p> <p>(3) 任用期間を通じて職務に従事できる人</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない人</p> <p>① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>② 徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人</p> <p>④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。</p>

2 試験日時・試験場及び合格発表

試験日時	試験場	合格発表
男女共同参画センターが指定する日 注記：集合時間、試験時間等の詳細は受験票にてお知らせします。	後日お知らせします。	試験実施後、受験者に文書で通知します。

3 試験の方法及び内容

試験の方法	内 容
小 論 文	<p>【申込時に提出】</p> <p>テーマ「あなたの、これまでの仕事上の経験を男女共同参画センターの相談業務にどのように活かしますか。公務員であるという観点から、あなたの考えを述べてください。」</p> <p>※800字程度にまとめてください。</p> <p>※手書き、パソコン等作成方法は問いません。</p>
個 別 面 接	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力についての試験

4 受験に当たっての注意事項

(1) 試験当日持参するもの

筆記用具、受験票

受験資格を有することを証明する書類（資格証等）の原本及びそのコピー

※ 受験資格に定める資格取得見込の場合は、後日提出していただきます。

ハローワークからの紹介状

※ ハローワークの求人票（ハローワークインターネットサービスの利用含む）を見て申込みをする人は、ハローワークからの紹介状を取得し、提出してください。

(2) 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、試験会場等の準備に必要なため、申込書裏面の該当欄にその旨を記載してください。

5 合格から採用まで

- 試験の結果、合格者は令和9年3月31日までを登録期間とする合格者名簿に登載されます。
- 採用は、合格者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用される人を決定しますので、合格者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。
- 予算編成その他の状況により、合格者名簿に搭載されても採用にならない場合があります。
- 受験資格に定める資格取得見込で受験し合格した人で、当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失うこととなります。
- 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6 受験申込手続等

申込書等の入手方法	徳島市ホームページから印刷	徳島市ホームページの「職員採用情報」の「会計年度任用職員」内の「現在募集している会計年度任用職員」の募集案内から所定の様式を印刷してください。 ※縮小や拡大をせずにA4判の白紙に両面印刷すること。
	市の機関で入手	徳島市男女共同参画センター（アミコビル4階）
申込方法	郵送による請求	封筒の表に「会計年度任用職員（男女共同参画センター相談業務）申込書請求」と朱書し、あて先を記入した返信用封筒（140円分の切手を貼った角形2号）を必ず同封の上、徳島市市民文化部男女共同参画センターへ送付してください。
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 申込書 ※申込書（両面）の必要事項を記入し（すべて自書）署名してください。申込区分は「男女共同参画センター相談業務」としてください。 ※写真（縦4.5cm×横3.5cm）1枚を申込書の写真欄に貼ってください。 小論文 詳しくは「3 試験の方法及び内容」を確認してください。
受付期間	随時	

	提 出 先	〒770-0834 徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階 徳島市市民文化部男女共同参画センター
	提 出 方 法	(1) 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（男女共同参画センター相談業務）申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、必ず簡易書留で郵送してください。到着が申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。 (2) 持参の場合は、アミコビル4階徳島市男女共同参画センターへお越しください。（受付時間：開所日午前9時30分から午後6時）
そ の 他		(1) 提出された書類は、返還できません。 (2) 受験に際して徳島市が収集する個人情報は、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

7 勤務条件

勤 務 日	週4日：原則、月曜、水曜、木曜、金曜、土曜のうち4日 週休日：日曜、火曜及び月曜、水曜、木曜、金曜、土曜のうち1日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休み
勤 務 時 間	原則、午前10時から午後6時まで（休憩45分） 週29時間
給 与	臨床心理士、公認心理師：月額173,901円～（地域手当相当額を含む） 社会福祉士、精神保健福祉士：月額161,875円～（地域手当相当額を含む） フェミニストカウンセラー：月額150,930円～（地域手当相当額を含む） ※徳島市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与（報酬）月額を決定します。 ※今後の給与改定の状況によって、支給額が変更されることがあります。
諸 手 当	給与条例等の定めるところにより、通勤手当、期末手当（6月・12月）、時間外手当が支給されます。
休 暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社 会 保 険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、各法令の定めにより加入します。
災 害 補 償	公務上の災害又は通勤途上の災害については、市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
そ の 他	会計年度任用職員は、正規職員と同じく、一般職の地方公務員であることから、秘密を守る義務、信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務等の地方公務員法の規定が適用されます。 ※営利企業への従事等の制限（兼業の禁止）については、パートタイム勤務のため適用外となりますが、報告が必要となります。

8 問い合わせ先

徳島市市民文化部 男女共同参画センター

〒770-0834 徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階

電話：088-624-2611